

内閣官任命(一名)

内閣人第一七六号

起案
平成30年二月九日

決定
平成30年二月20日
上奏
平成30年2月20日
裁可
平成30年2月20日

施行
平成30年2月20日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣総務官

原

五

麻生 国務大臣

五

根本 国務大臣

五

岩屋 国務大臣

五

宮腰 国務大臣

五

石田 国務大臣

五

吉川 国務大臣

五

片山 国務大臣

五

茂木 国務大臣

五

山下 国務大臣

五

世耕 国務大臣

五

櫻田 国務大臣

五

山本 国務大臣

五

河野 国務大臣

五

石井 国務大臣

五

菅 国務大臣

五

渡辺 国務大臣

五

柴山 国務大臣

五

原田 国務大臣

五

平井 国務大臣

五

高等裁判所長官に任命する

判事安浪亮介

内閣

(十二月十八日予定)

内閣

最高裁人任第2808号

平成30年11月16日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京地方裁判所判事) 判 事 やす なみ りょう すけ
安 浪 亮 介

(発令希望日 平成30年12月18日)

1丁								裁 判 所			
年	出生地	現住所	本籍	号	月	日	事	項	旧氏名	出生年月日	氏名
六一	六〇			五八		五六					
四	四	"	"	四	四	三	一〇				
一二	一	"	一二	六	一	二八	二四				
簡易裁判所判事に兼ねて任命する	広島地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格				
内閣	"	最高裁判所	内閣	"	最高裁判所		司法試験管理委員会			昭和三十二年四月十九日	やすなみりょうすけ 安浪亮介

2丁										裁 判 所					
五		〃		〃	〃		平成二		〃			〃 六三	昭和六一	年 号	
四		〃		〃	〃		四		〃			四	四	月	
一一		〃		〃	一		一		一二			一	一二	日	
裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	神戸地方裁判所判事補に補する	神戸簡易裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付を免ずる	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる	最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所事務総局行政局付を免じ	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局行政局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	広島簡易裁判所判事に補する	事 項
	〃		最高裁判所		内 閣	〃			〃		〃			最高裁判所	庁 名

安 浪 亮 介

3丁			裁判所									
年	号	月	日	事	項	庁	名					
平成	五	四	一二	補につき任期終了								
判事兼簡易裁判所判事に任命する						内閣						
神戸地方裁判所判事に補する						最高裁判所						
東京地方裁判所判事に補する												
東京簡易裁判所判事に補する												
裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる簡易												
裁判所判事につき任期終了												
最高裁判所事務総局行政局第二課長を命ずる												
最高裁判所事務総局行政局第二課長を免じ												
最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる												
兼ねて最高裁判所事務総局行政局第三課長を命ずる												
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる												
最高裁判所事務総局行政局第一課長を免ずる												
最高裁判所事務総局行政局第三課長の兼務を免ずる												
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる												

安浪亮介

4丁		裁 判 所																			
年	号	月	日	事 項								庁	名								
平成一五		四	一一	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる																	
判事に任命する			一二	東京地方裁判所判事に補する																	
最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる			一	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる																	
			一	部の事務を総括するものに指名する																	
			一	部の事務を総括するものに指名する																	
			一	部の事務を総括するものに指名する																	
			一	部の事務を総括するものに指名する																	
			一	東京高等裁判所事務局長を命ずる																	
			一	東京高等裁判所事務局長を命ずる																	
			一	東京高等裁判所事務局長を命ずる																	
			一	東京地方裁判所判事に補する																	
			一	部の事務を総括する者に指名する																	
			一	部の事務を総括する者に指名する																	
			一	部の事務を総括する者に指名する																	

安 浪 亮 介

5丁				裁 判 所										
〃	〃		〃			〃		〃	〃	〃		平成二三	年	
三〇	二九					二六				二五		一	号	
一	一		〃			九		〃	〃	四		一	月	
一	一		二二			一二		〃	一二	一一		二七	日	
東京地方裁判所判事に補する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	東京高等裁判所判事に補する		静岡地方裁判所長を命ずる	静岡地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局人事局長を免ずる	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	部の事務を総括する者の指名を解く	事 項
	〃	最高裁判所			〃		最高裁判所		内閣		最高裁判所		庁 名	

安 浪 亮 介

6丁

裁 判 所

6丁											裁 判 所		
													年
													号
													月
													日
													事
													項
													最高裁判所
													庁 名

東京地方裁判所長を命ずる

安 浪 亮 介